

核燃料物質使用変更許可申請について (令04原機(サ保)075、令和4年8月30日申請) プルセンタ－施設

令和4年12月21日
(第5回面談)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
プルトニウム燃料技術開発センタ－

規制庁殿からのコメントに係る回答（Pu-2）

コメント

Pu-2の参考資料にある汚染していない物品の処理について記載している「今後定める核燃料サイクル工学研究所の諸規定」とは何か。

回答

- 「今後定める核燃料サイクル工学研究所の諸規定」とは、令和4年9月26日付けで申請した核燃料物質使用施設保安規定（放射性廃棄物でない廃棄物に係る変更）及びその下部規定が該当する。
- ユーティリティ配管、架台等の汚染がないと考えられる撤去対象設備のうち当該諸規定に合致するものについては、放射性廃棄物でない廃棄物（NR）として管理する。

【参考】保安規定の変更認可申請※の概要（抜粋）

1. 変更の内容

(1) 第 I 編 第 9 章 第 37 条の 2 として、放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る条文を規定する。

(2) (3) 省略

2. 変更の理由

(1) 放射性廃棄物の低減化を図ることに伴い、管理区域内において設置された資材等又は使用した物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（放射性廃棄物でない廃棄物）として取り扱うための判断方法など、当該廃棄物の管理に必要な保安上の措置に関する事項を追加するため。

(2) (3) 省略

※令和4年9月26日付申請、令和4年12月20日付認可

【参考】保安規定に追記した条文（抜粋）

第 I 編

第9章 放射性廃棄物でない廃棄物の管理

（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）

第37条の2 統括者又は放射線管理部長は、管理区域内において設置された資材等（金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等）又は使用された物品（工具類等）を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（放射性廃棄物でない廃棄物）として管理区域外に搬出する場合は、次に掲げる事項を確認する。

- (1) 資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であること。なお、汚染された資材等について汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位についても同様に念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であること。

【参考】保安規定に追記した条文（抜粋）

- (2) 物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であること。なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品については、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以降に適切な汚染拡大防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われたこと。
- (3) 前二号の資材等及び物品について管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。